

令和 8 年度計画

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、中期計画に定めた業務の実施について、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 48 条で準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の基本的姿勢

- (1) 支援センターの業務運営においては、国民と司法とを結ぶ架け橋として、引き続き、法的ニーズの変化に対応するよう、様々な創意工夫により、高齢者、障がい者及び外国語を母語とする者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。
- (2) 支援センター設立から 20 年にわたる様々な法的支援の取組・実績を振り返り、今後の社会構造の変化も見据えて必要に応じた業務改善等の検討を積極的に進める。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各年度に 1 回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
- (3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、デジタル技術も利活用した効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。
- (4) 関係機関・団体との連携等に基づく総合的対応が必要とされる「旧統一教会」問題、犯罪被害者等、ひとり親世帯や若年者に対する支援等を始め、目まぐるしく変化する社会の動向や国民等のニーズに継続的に対応できるよう、多様な方々へのサービスの更なる充実を図るよう努める。
- (5) 政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」の「サービス設計 12 箇条」に基づき、利用者の視点に立って、デジタル技術やデータを活用したデジタルサービスの導入に努める。

2 組織基盤の充実・強化

- (1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の採用・配置及び能力向上

(ア) 職員の採用・配置については、全国的に均質な法的サービスを提供する重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情、業務のデジタル化等に基づく業務量等の変動の把握・分析を実施するとともに、必要な地域における採用の促進や配置に関する職員の負担の軽減策も検討し、個々の職員のワークライフバランスの充実に配慮した適正かつ効率的なものとする。

また、近時の採用難においても、必要な職員数を効果的に確保するために、令和4年度以降拡大させている業務説明会及びインターンシップ等について、令和7年度実施回数である29回以上実施するとともに、特に職員の配置が必要な地域における採用を推進するため、実施場所の見直し等を行う。

(イ) 職員にキャリアパスを示した上、人員配置等により多様な経験を積ませるとともに、幅広い業務内容に対応できるだけの十分な知識・経験をさせるため、オンライン研修も活用しながら、各職員の役職・年次・経験等に応じた研修を適切に実施し、職員の能力向上を図る。また、既存業務の運用変更や多様化する法的ニーズに対応した新規業務の実施に的確に対応するため、特定の業務に通じた専門性を有する人材の育成策を検討する。

イ 常勤弁護士の採用及び配置

(ア) 常勤弁護士は、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に遂行するため、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案、対応困難な事案、さらには、様々な事情から社会的に孤立しがちで法的支援の必要性及び有効性を認識できずにいる方や社会のデジタル化に対応できない方等のアウトリーチによる支援が必要な事案等を、全国各地において受任し、司法アクセス向上に努めている。このように、常勤弁護士は、国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割も担っており、その採用及び適正な配置等において上記の役割が求められることに留意しつつ、以下の取組を行う。

(イ) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、採用数確保に向けた具体的方策として、各地の法律事務所・地域事務所で勤務する常勤弁護士に

よる講演企画付きの業務説明会を始めとした常勤弁護士の業務の内容や魅力を伝える採用イベントの開催、他機関主催採用関連イベントへの参加及び常勤弁護士の大学への講師派遣を始めとした周知活動並びに内定者確保のための具体的施策を 30 回以上講じるとともに、常勤弁護士の職務内容の社会的意義や、研修やOJT等を通じた多様な経験を積むことのできることに、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にしていることなど、その職務の魅力や待遇を的確に発信できるよう採用活動を工夫する。

また、常勤弁護士の安定的な確保の観点から、退職者の抑制に向けた取組として、ワークライフバランスに配慮したキャリア調整のあり方の見直しを行うとともに、常勤弁護士のキャリアパスの明確化を図る。これにより、継続的な任用の確保及び中長期的な人材基盤の安定化に努める。さらに、中途採用についても、これまでの採用活動の運用状況を踏まえつつ、必要に応じた適切な対応を検討する。

(ウ) 常勤弁護士を配置する際には、常勤弁護士のライフプラン及びキャリアプランに配慮しつつ、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析する。その上で、個別事件の処理や関係機関・団体との連携等、地域の実情に応じて期待される役割を考慮した常勤弁護士の年間業務量の達成状況を定量・定性の両面から把握・評価し、目標達成に向けた具体的方策を検討するとともに、採算性の乏しい事案を受任するなど、上記のとおりセーフティネットとしての役割を考慮して、配置人数の適正化を図ることで、常勤弁護士が効率的・効果的に能力を発揮できる体制の構築を進める。

(エ) さらに、常勤弁護士については、そのセーフティネットとしての役割などを踏まえ、各地域における支援の拠点となる地方事務所のうち、併設法律事務所を設置できずに常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会や必要に応じて地元弁護士会とも継続的に協議するなどして連携しながら、各地域における司法アクセスの課題及び常勤弁護士の配置の必要性を把握する。また、常勤弁護士の地域における活動内容、関係機関・団体との連携事例等について、広報誌等を通じて情報発信を行うことにより、司法アクセス向上に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を可視化し、司法アクセス向上に向けて果たす役割の理解の促進を図る。

ウ 常勤弁護士の資質の向上

常勤弁護士に求められる、司法アクセス障害を認識し、これを解消しようとする意欲及び実行する能力等の向上のため、日本弁護士連合会とも協議しながら、採用直後の常勤弁護士に係る養成方針を検討し、常勤弁護士に共通して求められる基礎的能力・姿勢を整理する。養成期間中や各キャリア段階において必要な研修等を実施した上、各研修等の実施後のアンケートや業務状況の変化等を踏まえ、研修の効果を検討・分析する。検証結果を次年度以降の研修内容に反映させ、継続的な改善を図り、将来的に支援センターの中核となって職務を担う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど、効率的な実施方法で行う。

さらに、シニア常勤弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程別表第1の10号以上の俸給を受ける者（法曹実務経験が10年を超えた者が相当））の役割を明確化し、メンター制度による定期的な相談・支援体制を維持するとともに、研修やOJTを通じて、若手常勤弁護士の指導・育成等にあたらせる。

また、常勤弁護士を支える法律事務所職員についても、法律事務の専門性に関わる研修を実施するなど、能力等の向上に向けた体制を充実させ、支援センター全体として、常勤弁護士の業務の質の向上に努める。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士や、国選弁護、国選付添、被害者参加人のための国選弁護等の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて、法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数について検討・分析の上、必要に応じて新規登録弁護士等に対する説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めることにより、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、一般契約弁護士・司法書士の必要数の確保に努める。

(3) 事務所の存置等の支援拠点・支援スキームの整備

事務所については、総合法律支援法の基本理念を踏まえ、各地域における法的ニーズ、一般契約弁護士等の数及び受任状況、各事務所の業務量や地域事情に加え、後述の支援拠点・支援スキームの構築状況等を考慮し、事務所の存廃、移設、統合及び設置の必要性を検討する。また、社会構造の変化により、職員の採用・配置に難しさがあることを前提としながらも、必要なサービスを提供し続けることのできる持続可能な総合法律支援体制であること

が求められることから、既存の形態の事務所のほかにも、地方公共団体等の関係機関等と連携し、デジタル技術も活用した柔軟かつ機能的な支援拠点・支援スキームの構築も検討した上で、支援拠点・支援スキームの数を増加させる。

東日本大震災の被災地への設置を継続した2出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。

また、事務所の施設等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に照らし、有用なコミュニケーションツールの導入を検討するなど高齢者や障がい者等に対する合理的配慮を的確に行うとともに、利用者・職員双方の安心・安全のため、防犯・防災に努める。

3 司法アクセス拡充のための体制整備

(1) 関係機関連携等に基づく法的ニーズの掘り起こし

本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。

また、令和7年度に実施したニーズ調査の結果等について、関係機関・団体と情報共有・意見交換・業務連携等からの法的ニーズの掘り起こしに当たっての具体的活用を検討し、地方事務所の取組の参考となるよう共有する。

各地方事務所において、地方協議会を1回以上、及び意見交換会を4回以上開催し、関係機関・団体に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知した上で、関係機関・団体からの意見を聴き、司法アクセスに関する地域のニーズ等を把握して業務運営の参考とする。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数に加え、オンラインによる開催等開催方法についても工夫し、特に議題については、在留外国人への対応、自然災害対応など、支援センターを取り巻く昨今の問題を踏まえたものや、司法アクセス拡充のための体制整備の推進に資するものとする。参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。

関係機関・団体から収集した法的ニーズや各地域における連携の在り方を共有し、法的ニーズへの対応方法や連携の更なる充実について協議するため、支援センター本部及び各地方事務所の事務局長が参加するブロック別事務局長会議を1回以上実施する。

(2) 業務内容の周知を図る取組の充実

ア 関係機関・団体と連携した一般市民向け周知・広報の推進

地方公共団体等の関係機関・団体と連携を図りながら、広く一般市民に向け、支援センターが提供する法的サービスについて周知・広報を行い、その効果検証をしつつ、費用対効果も踏まえ、効率的かつ効果的に実施する。

イ SNS等の媒体を活用した効果的な情報発信の強化

SNS等の媒体を活用し、利用者の関心や行動特性を踏まえた情報発信を行う。投稿内容や発信手法の工夫により、支援センターの情報等を分かりやすく周知するとともに、SNS等における投稿を年間500件以上行うなど、計画的かつ継続的な情報発信に取り組む。

ウ 法教育事業及びその関連事業を通じた特定の層への戦略的広報の実施

社会問題や法改正事項等から広報重点項目を設定し、同項目に沿った特定の層が有する特性やニーズ等を踏まえた内容・手法による法教育事業及びその関連事業を全国で合計100回以上実施し、必要な支援につながる機会の創出を図るよう努める。

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 情報提供業務

- (1) ホームページやチャット等を活用した法関連情報のデジタル配信等の情報提供手段の充実を図るとともに、関係機関・団体に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登録する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映するなどしてFAQの充実を図る。さらに、メール及びチャットによる対応内容を分析し、より効率的なメール及びチャットの運用方法を検討する。
- (2) 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、改訂したFAQや更新した関係機関データベースの情報を共有するとともに、これらのデータを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関・団体の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の役割分担等に配慮しつつ、その連携を強化する。
- (3) 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関・団体の被支援者を弁護士・司法書士につなげた

り、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決につながる関係機関・団体に取り次いだりするなど、関係機関・団体との双方向の連携による取組を実施する。その実績を定期的に地方事務所へ共有し、積極的な取組を促すことで関係機関・団体との双方向の連携を強化する。

- (4) 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。
- (5) 支援センターは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とし、法的問題に関心が高くない層を含む幅広い層を対象とした法教育事業を実施するとともに、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資する法教育関連事業を実施する。引き続き、各地の実情に応じて、若年層、高齢者、在留外国人及びその支援者等を対象とする法教育事業及びその関連事業の充実に努めるとともに、法教育アンケートにおける役立ち度評価において、5段階評価で平均4以上の評価を維持するよう努める。また、全国で実施された効果的な取組については、他の地方事務所等にも共有する。

2 民事法律扶助業務

- (1) 民事法律扶助の趣旨に則った公平・適切な運用及び支援の充実

改めて、民事法律扶助の趣旨に則った公平・適切な運用がなされていることを担保するため、その執行状況を確認するとともに、引き続き、社会構造の変化等を踏まえて、法的支援を必要としながら自ら声を上げることができない国民等に対して適切な援助を届けていくため、福祉機関を始めとする関係機関・団体との連携を更に強化し、一般の法律相談援助による出張相談及び巡回相談や特定援助対象者法律相談援助を積極的に実施する。政令で指定された非常災害の発生時には、被災者法律相談援助を活用した支援を適切に行う。

- (2) デジタル技術の利活用による利便性の向上

出張相談及び巡回相談や特定援助対象者法律相談援助といったアウトリーチによるアプローチに加え、デジタル技術も利活用し、利用者に寄り添いつつ、社会情勢の変化や関連法令の改正動向を踏まえたよりの確かつ効果的な支援を行いながら、担い手となる契約弁護士・司法書士や支援センター職員の利便性の向上にもつなげ、効果的・効率的に業務を行う。

- (3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等について、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

3 国選弁護等関連業務

(1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護事件数の変動及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関・団体との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。

(2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。

また、被害者の個人特定事項が秘匿された事件に係る指名通知業務の運用について、各地方事務所・支部において、各地の弁護士会及び裁判所と連携・協力して円滑な運用を実現し、上記の目標時間内の指名通知の実現に努めるとともに、本部において、運用状況に関する統計データ等を基に、上記の目標時間内の指名通知を実現する上での問題点やその原因の検討・分析を行い、必要に応じて関係機関・団体と連携・協議を行いながら問題点の解決に努める。

(3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、国選弁護・付添制度に対する契約弁護士の理解の向上に向けた協議や研修等を実施する。

4 司法過疎対策業務

引き続き、司法過疎地域事務所の安定的な運営と機能の確保を基本としつつ、全国に配置した常勤弁護士による司法ソーシャルワークを始めとした活動により、司法過疎地域における司法アクセスの向上に努める。また、社会構造の変化等も踏まえ、各司法過疎地域の実情に応じ、地方公共団体等関係機関・団体と緊密に連携し、デジタル技術等を駆使して、電話・オンライン法律相談等を実施するなど、支援センターの取組により顕在化されるものも含む当該地域の法的ニーズに対応するための持続可能な支援体制の整備を図る。

5 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者等法律援助（犯罪被害者等支援弁護士制度）が、犯罪被害者等に寄り添った充実したものとなるよう、弁護士会、捜査機関、地方公共団体等の関係機関・団体の理解・協力を得て、各地域における関係機関等との連携体制の構築や契約弁護士の確保を積極的に行う。

また、犯罪被害者等が適時適切に同制度を利用できるよう、これらの関係機関等の協力も得ながら効果的で幅広い周知・広報活動を実施する。

- (2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善を行うとともに、職員及び常勤弁護士の対応力を向上させるため、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等に配慮した対応をすることに資する研修を実施する。
- (3) ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助等の他の犯罪被害者支援業務についても、適切に周知を図る。弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施するとともに、犯罪被害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。
- (4) 犯罪被害者等法律援助、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV被害者等法律援助を適切に周知するとともに、担い手の確保や関係機関等との連携体制を構築・強化するために、以下の活動に取り組む。
- ア 各地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会の実施やそれに代わる資料提供等を、1回以上実施する。
- イ 各地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている団体等の関係機関等との犯罪被害者支援に関する協議等を、1回以上実施する。
- (5) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための体制の整備に努めるとともに、公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、請求の受理から2週間以内で支給する。
- 6 在留外国人等の多様な司法アクセス障害を抱える人々に対する支援の充実
在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、通訳を伴う法律相談援助を更に周知し、充実させることを検討するとともに、外国人在留支援センター（F R E S C）の入居機関及びその他の関係機関との連携強化を図るべく、それらの機関に所属する職員・相談員等の在留外国人の支援者を対象に、在留外国人が直面しやすい法的問題に関する「外国人支援者セミナー基礎編」をオンラインで開催し、年間のべ850名以上の参加者を確保する。
- また、靈感商法等でお困りの方々に対しては、「靈感商法等対応ダイヤル」等で引き続き相談対応するとともに、必ずしも既存の制度のみでは司法アクセス

につながり難い方々に対し、各々の事情に対応した法的サービスの充実に努める。

7 常勤弁護士による多様な支援の拡充

常勤弁護士は、これまでも、国民生活に欠かせない地域社会における「司法のセーフティネット」としての役割を担ってきたところであるが、今後も引き続きその役割を担い、法的サービスを必要とする人々を法的支援につなぎ、誰一人取り残されることのない司法アクセスの実現に努める。

そのため、常勤弁護士が各地域の実情に応じた活動を継続・発展できるよう、各事務所における司法ソーシャルワークや地域連携の事例を収集・整理し、その過程等を比較・参照できる形で全国的な情報共有を行う。各法律事務所は、共有された事例を参考にしながら、それぞれの地域に応じた取組を行う。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。
- (2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調達方法の合理化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うほか、入札手続において、より競争的となるよう、適切な入札資格要件の設定や提出書類の適正化を図る。

2 事業の効率化

令和10年度に運用開始予定の基幹システム再構築プロジェクトを推進するとともに、同プロジェクトに直接関わりない業務も含め、デジタル人材の強みを活かして業務フローの見直しを行うなど、デジタル技術の利活用等による組

織・業務運営の更なる合理化・効率化に努める。これも踏まえ、人員についても、適正な再配置を実施するとともに、合理化の検討を行う。

コールセンターにおける情報提供については、応答率おおむね 90 パーセント以上かつ占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね 80 パーセントを維持する。そのために、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、所要の人的・物的体制の整備を図りつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供するための効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等の各業務においては、本部と地方事務所の役割分担、デジタル技術の利活用、事務手続の簡素化等により、引き続き合理的な事務運営を行う。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の獲得等

(1) 寄附金収入

寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途を分かりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知したりするなど、工夫した広報を実施するとともに、寄附金の受入方法の拡充についても併せて検討する。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、支援センターの取組により顕在化されるものも含む当該地域の法的ニーズを踏まえ、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

(1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じておおむね 95 パーセントの維持を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごとに立

替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。

また、自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。

- (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断する。
- (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で明らかにする。

3 委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。本援助業務につき、日本弁護士連合会からの委託の趣旨に沿って、適切に対応する。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は36億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備並びに人事に関する計画

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営を維持できるために必要な人的・物的体制の維持を図る。

2 業務継続体制の整備

近年頻発する大規模な自然災害等の発生により地方事務所において長期間業務継続が困難となる場合に備えて、訓練を実施し、その結果等を踏まえて防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、総合法律支援法第 45 条による整理を行ってなお積立金の残余があるときは、法務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

5 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の確実な実施

ア ガバナンスの強化

(7) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。

- ① 本部において、執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。
- ② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。
- ③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

また、支援センター設立から20年が経過することを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について、その総括的な分析を行うために令和7年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえて評価を行い、必要に応じた業務改善の検討を積極的に進める。

- (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。本部においては、常勤弁護士に対してセンターの運営方針の周知と理解醸成を図るとともに、各地域における業務運営上の課題の把握にも努め、常勤弁護士と本部を適切につなぐ仕組みの整備に取り組む。
- (ウ) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制の整備を進めるとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を更に充実、強化させる。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

- (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施して監査の実効性を確保するなど、支援センターの運営上の目的達成を目指して、監査の充実を図る。
- (イ) 本部に設置しているコンプライアンス推進室及びリスク管理委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項等を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やコンプライアンス意識向上のための情報発信等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

(2) 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務、国選弁護・国選付添関連業務、犯罪被害者支援業務の報酬・費用の立替・算定基準等については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図るとともに、これらの基準に基づいた一層適切な執行を実施する。

令和8年度予算

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
収入							
運営費交付金	1,443	9,711	1,206	1,156	—	2,944	16,460
受託収入	—	—	—	—	1,026	—	1,026
補助金等収入	—	—	—	—	—	75	75
事業収入	—	10,507	3	236	—	—	10,745
事業外収入	—	—	—	—	—	52	52
計	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
支出							
事業経費	472	17,788	645	21	949	—	19,875
一般管理費	—	—	—	—	—	1,838	1,838
人件費	970	2,430	564	1,371	76	1,232	6,643
計	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度予算

※国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
収入					
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	14,501	168	1,185	1,248	17,101
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
計	14,501	168	1,185	1,248	17,101
支出					
事業経費	13,306	156	15	—	13,477
一般管理費	—	—	—	716	716
人件費	1,194	12	1,170	531	2,908
計	14,501	168	1,185	1,248	17,101

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度収支計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
経常費用	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
事業経費	472	17,788	645	21	949	—	19,875
一般管理費	—	—	—	—	—	1,838	1,838
人件費	970	2,430	564	1,371	76	1,232	6,643
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
運営費交付金	1,443	9,711	1,206	1,156	—	2,944	16,460
受託収入	—	—	—	—	1,026	—	1,026
補助金等収入	—	—	—	—	—	75	75
事業収入	—	10,507	3	236	—	—	10,745
事業外収入	—	—	—	—	—	52	52
純利益	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度収支計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	14,501	168	1,185	1,248	17,101
経常費用	14,501	168	1,185	1,248	17,101
事業経費	13,306	156	15	—	13,477
一般管理費	—	—	—	716	716
人件費	1,194	12	1,170	531	2,908
減価償却費	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
収益の部	14,501	168	1,185	1,248	17,101
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	14,501	168	1,185	1,248	17,101
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度資金計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
経常費用	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
業務活動による支出	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
業務活動による収入	1,443	20,217	1,209	1,392	1,026	3,070	28,357
運営費交付金による収入	1,443	9,711	1,206	1,156	—	2,944	16,460
受託収入	—	—	—	—	1,026	—	1,026
その他の収入	—	10,507	3	236	—	126	10,871
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度資金計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	14,501	168	1,185	1,248	17,101
経常費用	14,501	168	1,185	1,248	17,101
業務活動による支出	14,501	168	1,185	1,248	17,101
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	14,501	168	1,185	1,248	17,101
業務活動による収入	14,501	168	1,185	1,248	17,101
運営費交付金による収入	—	—	—	—	—
受託収入	14,501	168	1,185	1,248	17,101
その他の収入	—	—	—	—	—
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。